

議案第51号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	940号線	幸手市南3丁目3386-2地先から	
		幸手市南3丁目3386-1地先まで	
2	941号線	幸手市中1丁目4342-19地先から	
		幸手市中1丁目4342-21地先まで	
3	942号線	幸手市大字下川崎683-10地先から	
		幸手市大字下川崎683-6地先まで	
4	4120号線	幸手市大字上高野1988-10地先から	
		幸手市大字上高野1989-3地先まで	
5	4121号線	幸手市大字上高野1603-3地先から	
		幸手市大字上高野1603-10地先まで	
6	4122号線	幸手市大字西関宿121-1地先から	
		幸手市大字西関宿82-1地先まで	

令和5年8月25日提出

幸手市長 木村 純 夫

提 案 理 由

区画整理事業により築造された道路、開発行為により築造され市に帰属された道路及び江戸川堤防強化対策事業により築造された道路を市道路線として認定するため、この案を提出するものである。